



特集

「相互拒否」が世界を覆う

Part 3

問われる日本外交の戦略
「自由で開かれた」インド太平洋で安全保障面でのリスクが高まる。米中対立にグローバル・サウス諸国の思惑が絡むなかで、日本外交はどこに向かうべきか。

Part 2

**終わらない紛争
中東・ウクライナから見る**
シリア・ガザ情勢を受け再編される中東秩序の主導権を誰が握るか。ウクライナ戦争の長期化を見越したロシア軍の動向は。紛争のゆくえを展望する。

Part 1

「民主主義」に走る活断層
政治から「包摂」が喪われつつあることを、韓国・尹大統領の「非常戒厳」は改めて世界に印象付けた。デモクラシーの流動化に、処方箋を準備できるか。

イスラエルとハマスが停戦合意に達した。子どもたちの未来はどうなるのか（ロイター／アフロ）

韓国憲政史における「12・3戒厳」

同志社大学教授

浅羽 祐樹

戒厳令発動とその後の騒動は、韓国社会を覆う分裂と相互拒否が政治をも左右していることをはしなくも示す。

- ・民主化後、権力分散した韓国憲政秩序が問われている
- ・「二つの国民」へ分極、包摂すべき政治が機能不全に
- ・「分断のことは」を「歩み寄りのことは」にできるか

あさば ゆうき 一九七六年生まれ。立命館大学卒、ソウル大学校大学院政治学博士課程修了。コロンビア大学（政治学）。二〇一四年四月から一五年三月まで統一研究院（韓国政府のシンクタンク）に招聘研究委員として在籍している。近著に「比較のなかの韓国政治」、「韓国とつながる」はじめて向きあう韓国（共に編著）など。

韓国では日付で歴史的出来事を記憶するが、尹錫悦大統領による非常戒厳宣布は「12・3」と呼ばれている。二〇二四年一月三日午後一〇時三分、尹氏は特別談話を発出し、国会で過半数議席を占める野党の「立法独裁」によって国家の司法・行政システムが麻痺していると規定した上で、「破廉恥な従北反国家勢力を一挙に剔抉^{ていけつ}」し、「自由民主主義体制」を「守護」するべく非常戒厳を決断するしかなかったと訴えた。午後一時を期に、戒厳司令官名で布告令一号が公布され、「国会と地方議会、政党の活動、政治的結社・集会・示威など一切の政治活動」などを禁じ、

違反者は令状なく逮捕し「処断」すると言明した。事実、軍と警察を合わせて五千名近い人員がただちに国会と中央選挙管理委員会の制圧に投入され、議長や議員、委員長などを逮捕しようとした。

韓国大統領には、緊急命令（第七六条）と戒厳宣布（第七七条）という国家緊急権が一九四八年憲法以来一貫して認められている。北朝鮮と対峙する中で、「戦時・事変またはこれに準じる国家非常事態」への備えは民主化後も必要であり、大統領（第四章第一節）が非常戒厳を宣布し、「政府や法院（裁判所）の権限に関して特別な措置」をとるこ

とは一九八七年憲法でも想定している。しかし、国会（第三章）による牽制が常に担保されるように、「遅滞なき通告」と「解除要求があった時は解除する」と大統領に命じている。つまり、国会の制圧は戒厳下においても完全に禁じ手である。

戒厳軍がヘリで急襲し、窓を割って議事堂へ侵入する中で、四日午前一時一分、国会（定数三〇〇）は一九〇名が投票し、全員一致で戒厳解除を要求する決議案を可決した。与党「国民の力」の議員一〇八名のうち、投票したのは一八名にすぎない。院内代表は議事堂内にいたが投票せず、多くの議員は国会ではなく党本部へと結集した。

尹氏が戒厳を解除したのは午前四時二七分で、この間も、「第二、第三の戒厳を宣布すればいいので、そのまま制圧を続けろ」と命じていたという。万が一、制圧に成功していた場合、映画「ソウルの春」（キム・ソンス監督、二〇二三年）や小説『少年が来る』（ハン・ガン著、一四年）で描かれたように、国会は解散され、代替立法機関が設置されていただろう。

かつて、全斗煥は「12・12（肅軍クーデタ）」（一九七九年）を通じて軍の実権を掌握した上で、「5・18（当初、光州事態、後に光州民主化運動として再評価）」（一九八〇年）を「好

機」に、非常戒厳を全国に拡大し、国会を解散した。そして、国家保衛立法会議を設置し憲法改正を断行、八一年二月に第一二代大統領に就いた。非常戒厳が解除されたのはその前月のことで、「12・3」はこの記憶、「悪夢」を想起させた。

弾劾審判と「内乱首魁」逮捕・起訴

その後の展開もドラマチックで、「憲政秩序」「憲政史」が繰り返し問われている。鍵は、大統領、国会、司法の間でいかに牽制&均衡（checks and balances）を図り、「我ら大韓国民」（憲法前文）の負託に応えるかである。

非常戒厳宣布は実質的にも形式的にも違憲であるとして、尹錫悦大統領は二〇二四年二月一日に国会で弾劾訴追された。弾劾訴追された大統領は、盧武鉉（棄却）・朴槿恵（罷免）に続いて三人目である。与党議員の「造反」は一二票にすぎず、六〇票以上出た朴槿恵の場合と大きく異なる。そもそも、七日の議決に「国民の力」は集団で退場し、不成立に追い込んだ。国会の存在そのものが脅かされたにもかかわらず、国民の力は尹氏に与するという選択を続けているというわけである。

國務総理（首相）が大統領代行に就いたが、最大野党の「共

に民主党」は、国会選出の憲法裁判所裁判官三名を任命しないのは弾劾審判の妨害であるとして、これも二七日に弾劾訴追した。その結果、企画財政部長官の崔相穆が二人目の大統領代行（「代行の代行」という現地の用語を直訳した報道は誤り）を務めるといふ異例の状況になっている。

韓国の弾劾制度は国会による訴追と憲法裁判所における審判という二段階になっている。憲法裁判所は九名の裁判官で構成されるが、大統領、国会・大法院長（最高裁長官）が三名ずつ選出する。この国会選出の三名が一〇月に同時に任期満了を迎えたが、その後、欠員になっていた。与党は大統領代行には任命権がないと主張する一方で、野党は「九人体制」を要求する中、崔代行は今年一月一日に二名（与野党一名ずつの推薦）の裁判官だけ任命した。弾劾の認容には六名の裁判官の同意が必要だが、これで少なくとも三名が棄却の個別意見を書かない限り、尹氏は罷免される。先例では、「重大な」法令違反の有無が審判の基準になるが、尹氏の場合、「内乱首魁」「容疑解明への非協力／妨害も決定的に不利に働かだろう。

「憲法によって設置された国家機関を強圧によって転覆または権能行使を不可能にする」目的で「暴動」を起こすと「内乱」に該当し、首魁は「死刑または無期懲役もしくは無期

禁錮に処す」というのが刑法の規定であり、大法院が全斗煥に對して一九九七年四月に宣告した「無期懲役」判決の趣旨である。「統治行為も司法審査の対象である」「成功したクーデタも処罰する」という先例がある中、国会を制圧しようとした尹氏の非常戒厳はどのように評価されるだろうか。大統領は在任中、刑事訴追されないという特権があるが、内乱・外患の場合は例外とされている。一月一日に逮捕された尹氏は「憲政史上初めて」の例である。

そもそも、大統領が「内乱」「自主クーデタ (self-coup)」を起こすというのは、いったい、どういうことなのか。青瓦台から龍山へと大統領室を移転させた尹氏は、「龍」「王」たろうとしたのか。

「政治」の喪失と相互拒否の支配

尹錫悦大統領の一連の談話には、「敵に包囲されている」という強迫観念 (age mentality)、しかも自らは「迫害されている少数者／弱者」 (minority under siege) とこう倒錯した認識がにじみ出ている。

確かに、二〇二二年五月に就任した尹氏は、直後の統一地方選挙では圧勝したものの、国会は野党が常に過半数議席を占めている。しかも、二四年四月の総選挙で与党「国

民の力」が惨敗し、法律、人事、予算など国政運営に欠かれない事項は、野党から協力を得られないと、何一つ思い通りに進められないばかりか、与党議員八名が「裏切れ」は、拒否権も無効化されてしまう状況だった。さらに、同年七月には、与党代表に、検事出身の元部下だが、必ずしも自らに与しない韓東勲が就いた。

大統領と議会多数派の党派性が異なる「分割政府」では、与野党が交渉し、互いに譲歩し合うことで、政策実現を目指すのが「政治」本来の使命である。しかし、それぞれ「国政」「直近の民心（民意）」を我こそは代表すると強弁する中で、双方、一切譲らず、全面的に対決してきた。

尹氏からすると、監査院長、行政安全部長官、放送通信委員会委員長、ソウル中央地検長などに対する弾劾訴追の発議二二件（そのうち一三件が票決されすべて可決されたが、その後、憲法裁判所で罷免された件は一つもない）は、不当な政争にしか映っていないかった。しかも、検事に対する弾劾訴追（二四件）は、五件の裁判に問われている「共に民主党」の李在明代表を「防弾」しようとするもので、司法システムへの挑戦にほかならない。

一方、尹氏も、野党が主導して国会で可決された法案について、拒否権を二五回、発動した。その中には、夫人に

対する疑惑を解明するために特別検察を設置する法案を三回、水害被害の責任追及に大統領が「激怒」し捜査に関与した疑惑を解明するために特別検察を設置する法案を三回、それぞれ葬った。特別検察とは、検察の政治的中立性が疑われる場合にその都度立法を通じて設置されるもので、朴槿恵大統領も罷免後に特別検察によって逮捕・起訴された。その捜査を一線で担ったのが尹氏であり、その後、文在寅大統領からソウル中央地検長、検察総長（検事総長）に大抜擢された。尹氏という「鬼胎」（元は、関東軍の暴走を指した司馬遼太郎の造語）は、進歩派が進めた「積弊清算」「検察改革」の副産物だったというのは、実に歴史の皮肉である。

「政治」が喪失する代わりに、「相互拒否の支配（vetocracy）」が韓国のニューノーマルになっていた。しかも、汝矣島（国会所在地）だけでなく、家庭や職場にも拡がり、さらに、「拒否」を超え、「憎悪」「排除」「殲滅」にまで到ってしまった。

「LINCの国民」への分極化

有権者の間で、党派性が自分と同じ内集団に対しては「共に力を合わせる国民」とみなす一方で、異なる外集団に対

して「共に居ること自体が不都合・不快」だとする「感情的分極化 (affective polarization)」が米国並みに深刻である。自分や子どもの結婚相手としてはもちろん、友人や職場の同僚としても受け入れられない層が一定数存在している。特に、二〇代では、男女の政治志向が保守 (右派) / 進歩 (左派) に分かれている中で、この傾向が特に強い。非婚・少子化は、その帰結でもある。

尹錫悦大統領の弾劾をめぐっても、左右の間で評価はまるで異なる。韓国ギャラップによる世論調査 (一月第二週) によると、弾劾賛成は六四%で、反対 (三三%) のダブルスコアである。しかし、保守 (三三% / 六四%) では賛否が逆だし、「国民の力」支持 (二五% / 八一%) では反対が圧倒的多数である。そのほか、賛否が拮抗している層は、六〇代 (四六% / 五〇%)、七〇代以上 (三六% / 五六%)、大邱・慶北 (四七% / 四七%)、専業主婦 (五一% / 四三%)、無職・退職 (五三% / 四三%) であるが、いずれも国民の力の支持層である。つまり、党派性によって争点態度が決まっているというわけである。進歩 (九六% / 二%) や「共に民主党」支持 (九九% / 一%) だけでなく、中道 (七〇% / 二四%) や無党派 (七二% / 一六%) も、圧倒的多数は弾劾を支持している。その分、保守の結果が

際立っている。

寒空の中、集会が連日、開催されているが、その性格によって参加者の層が割れている。「弾劾・罷免」「内乱首魁逮捕」を求める集会には五〇代以下が多く、特に二〇代・三〇代の女性が圧倒的なプレゼンスを示し、多様な「声」を上げている。一方、「弾劾無効」「戒厳合憲」を主張する集会は六〇代以上が大半を占めている。開催地も、汝矣島や光化門から、斉洞 (憲法裁判所所在地) や漢南洞 (大統領官邸所在地) へと移ってきている。

両者は、趣向も、文化的なコードやミームも相容れない。前者では、K-POPのコンサートで用いられるペンライト (応援棒) が色とりどりに振られ、「障害者もいる民主主義」や「オタクには家でゲームさせろ」などさまざまな旗が掲げられている。ここでは、少女時代のデビュー曲「また巡り逢えた世界」が「新しい民衆歌謡」として再発見され、「傷ついた私の心まで」「この世界の中で繰り返される哀しみよ、今こそ、さようなら」という歌詞に「私」たちの「いま、ここ」を重ねあわせた。一方、後者では、太極旗と星条旗の両方が一様に掲げられ、「反共」「自由韓国」[Stop the Steal (二〇二〇年米国大統領選挙に対するトランプ陣営の主張そのもの)] が連呼される。「極右」ユーチューブ

バーがライブ中継しながら煽動し、一カ月で一億ウォン以上、スパーチャット(投げ銭)だけで稼いだチャンネルもある。これに、全光焄(サラン第一教会牧師、二〇一六年に自由統一党を創設)らキリスト教右派が加勢している。尹氏も「リアルタイムで視聴し、励まされている」「愛国市民と一緒に最後まで戦い抜く」と呼応している。

このように、「二つの国民」への分極化は、ほとんど「思想的内戦」「文化戦争」の様相を呈している。

民主主義の「後退」と法の支配

一九八〇年代の「第三の波」で民主化した中で、韓国は民主主義体制が定着した「優等生」だった。フリーダムハウス、エコノミスト、V-Dem研究所など各種指標で時系列比較・多国間比較すると、体制区分では最上位の「自由」「完全な民主主義」「自由民主主義」に分類されている。しかし、二〇一〇年代以降、世界各国で民主主義の「後退(autocratization)」(むしろには「崩壊 [breakdown]」や専制体制への移行)が進んでいて、韓国はその典型例として挙げられていた。

尹錫悦大統領は就任以来、「自由 (freedom)」を標榜し、「自由陣営」との連携(その成果が「日米韓」安保協力)を図っ

てきたが、そこに個人や少数派の尊重、多様性、寛容、對話、法の下の平等といった政治的リベラリズムは含意されていなかった。むしろ、「国家」の大義、それをただ一人体現する自らへの服従、異論・反対の敵視が顕著だった。特に「法治」が強調されたが、そもそも「法による統治 (rule by law)」と、権力行使の恣意性(「人治」)を否定する「法の支配 (rule of law)」は全くの別物である。「大韓民国は民主共和国 (Republic) である」(韓国憲法第一条第一節)とは、王政復古の否定だけでなく、専制の排除や「公共事 (res publica)」のあり方を定めている。

法の支配を担保する国家機関が司法であるため、その独立性を弱めようとする動きがハンガリーやポーランドなどで見られるが、韓国も「司法政治 (judicial politics)」が焦点である。国会において問題が政党間で解決されず、大法院や憲法裁判所に持ち込まれる「政治の司法化」と、裁判官の人事や判決・決定の是非が争点化する「司法の政治化」が同時に進んでいる。弾劾や「内乱」も、司法が「最後の拠り所 (last resort)」である。

こうした中、司法に対する国民の信頼が鍵になる。上記の世論調査によると、大法院と憲法裁判所に対する評価も党派によって割れている。進歩では「信頼する」(五七%

と七九%)が「しない」(三四%と一二%)を上回るが(中道も同じ傾向)、保守では「信頼しない」(五七%と四九%)が「する」(三六%と四〇%)より高い。両機関を比較すると、憲法裁判所の信頼度の方が平均で一ポイント高い。「内乱」の判決よりも先に示される弾劾審判の決定の方が、「敗者の同意 (loser's consent)」をまだしも得やすいというのは、「12・3」の法的解決や民主主義の強靱さ (resilience) には資するだろう。

とはいえ懸念されるのは、中央選挙管理委員会に対する不信の高さである。保守の六五%、「国民の力」支持の七六%は「信頼しない」と回答している。これは、尹氏が国会だけでなく同委員会にも戒厳軍を動員した理由である。「不正選挙」論が、それだけ拡散しているということである。

韓国をいかに「理解・分析」「展望・対応」するか

選挙の公正性は民主主義の最低限の条件であるし、それが担保されているからこそ、政権交代が可能になる。ひいては、勝者と敗者が固定化されず、周期的に入れ替わるため、体制の正当性が広く受容され、持続する。事実、韓国では、民主化後、四回、保守と進歩の間で政権が交代し、尹錫悦大統領は得票率〇・七三ポイント差でも当選がただ

ちに確定した。

同時に、開かれた体制は常に、外部からの介入に対して脆弱でもある。特に、ロシアや中国といった専制体制によって、投票票への露骨な操作だけでなく、選挙過程全般におけるさまざまな干渉が米国やヨーロッパで報告されている。こうした「認知領域における情報戦」(日本が二〇二二年に策定した国家安全保障戦略からの引用)において、韓国が「最前線」に位置しているのは間違いない。文字通り「反国家団体」(国家保安法第二条第一項)である北朝鮮が、「不変の主敵」の「全領土」を「核兵器も含めた武力で平定する」と公言している状況である。事実、内通者や同調者は社会の一部に確実に「浸透」している。

このように、ディスインフォメーションが横行するなか、正確な情報を多角的に収集し、総合的に分析した上で、いかに意思決定を行うのかに、個人・組織・国家の命運がかかっている。その際、以下の二つが死活的に重要である。第一に、リーダーは「悪魔の代弁人」「レッドチーム」をあえて政権中枢に置き、異論に耳を傾けることである。第二に、フォロワーは注文をそつなくこなすだけでなく、場合によっては、リーダーが「知るべき」だが、「知らない」ということも知らないこと (unknown unknown) を諫

言することである。この両者がかみ合ってこそ、玉石が見分けられ、インテリジェンスが発揮される。

尹氏の龍山大統領室や政府、それに「国民の力」には、絶対的なボスとイエスマン（女性のいない民主主義！）しかいなかったということである。また、こうした組織のありようは、代表が完全に掌握している「共に民主党」も大差ない。そのため、李在明は「将来の政治リーダー」として断トツの一位だが、中道や無党派への拡がりに欠く。さらに、文在寅大統領の「ろうそく革命」よろしく、「光の革命」の「専有」をすでに試みるなど独善的な姿勢が目立つ。

尹氏は、日本政府からすると、旧朝鮮半島出身労働者問題を解決することで、「史上最悪の日韓関係」を正常化させ、「日米韓」安保協力につなげたパートナーだったかもしれない。しかし、当初より毀誉褒貶が激しい人物であるし、そもそも国会はずっと進歩派が過半数である。こうした分極化が深刻で、プレーヤーだけでなく、ゲームのルールやゲーム自体がドラマチックに一転する韓国に向き合う上で、予断や慢心は禁物である。

「いどば」をめぐる文化的感受性

「アンニョンハセヨ」という挨拶は、「安寧でいらっしや

いますか」が原義だが、形式化している。しかし、ひとつが「日常」が「危機」に陥ると、全く別様に迫りくる。「あなたが元氣なら、よかったです。私は元氣です (Si vales, bene est, ego valeo)」というラテン語の格言にあるように、元氣／安寧 (アンニョン) は、「あなた」と「私」の関係性、「人の間」で初めて成り立つ。「行ってきます」「行ってらっしゃい」という何気ないやり取りも、事件・事故など突然の大惨事を目の当たりにすると、「元のところに戻る」ということが当たり前のことではなく、「祈り」に近いことに気付く。韓国民主主義は「本来の場所に帰る」ことができるか。

「ことばは私たちをつなぐ糸」(作家ハン・ガンのノーベル文学賞受賞記念講演「光と糸」から引用)であると同時に、友／敵を峻別する機制である。はたして、さまざまな「ことば」——書かれたものであれ、話されたものであれ——を通じて、尹氏を、「12・3」を、韓国憲政史の歩みと行方を、理解・分析、展望・対応することができるか。「私たち」のインテリジェンスだけでなく、歴史的变化の真っ只中における人々の痛みや傷に寄り添おうとする「文化的感受性 (cultural sensitivity)」も試されている。地域研究 (者) の使命も、この点にかかっている。●